

# 平成17年度特殊勤務手当見直し概要について

## 1 見直しの趣旨

特殊勤務手当が職員の勤務実態を適切に考慮したものとなるよう手当の種類、支給額等を見直したものである。(実施日：平成18年4月1日)

## 2 概要

	H12年度(前回)見直し前		H12年度(前回)見直し後			今回見直し後			
	手当数	H10年度決算額	手当数	H16年度決算額		手当数	想定支給額		
				※( )書きは調整額、産業教育手当を含む。			対H10	※( )書きは調整額、産業教育手当から特殊勤務手当へ移行した額を含む。(調整額、産業教育手当はH18.4～廃止)	
知事部局	33	116,282,283円	24	46,282,830円(133,072,457円)	39.8%	18	26,072,057円(39,124,457円)	56.3%(29.4%)	22.4%
教育委員会	5(5)	140,537,034円	5(5)	139,288,970円(462,819,838円)	99.1%	5(5)	263,881,730円(385,232,730円)	189.4%(83.2%)	187.8%
警察	23(19)	125,639,032円	23(19)	136,744,751円(138,495,959円)	108.8%	20(16)	127,287,811円(129,027,811円)	93.1%(93.2%)	101.3%
企業局	8(7)	21,620,172円	7(5)	8,778,000円(8,778,000円)	40.6%	3(1)	4,579,200円(4,579,200円)	52.2%(52.2%)	21.2%
病院局	7(3)	197,377,286円	5(2)	145,036,054円(155,848,531円)	73.5%	4(1)	132,733,380円(132,733,380円)	91.5%(85.2%)	67.2%
計	76(67)	601,455,807円	64(55)	476,130,605円(899,014,785円)	79.2%	50(41)	554,554,178円(690,697,578円)	116.4%(76.8%)	92.2%

注 ( )内書きは、知事部局と重複する手当を除いた数

### <知事部局における見直しの基本的な考え方等>

#### ①勤務の特殊性に関する判断を明確・客観化する観点から、具体的な「判断指標」を設定し、対象業務、支給額など全般について見直しを実施

##### <基本的判断指標…項目に該当すれば、それぞれ1点>

危険性：生命に及ぶ程度又はそれに近い身体的な危険性が具体的に予見される業務

不快性：生理的に極度の嫌悪感をもよおす業務

不健康性：健康阻害の具体的な可能性が予見される業務

困難性：極めて精神的緊張感の強い状況下における業務

##### <加算的要素…いずれかに該当すれば1点>

- ・災害時等生命の危険性の高い異常環境下における業務
- ・人命救助活動、救命救急活動など人命に関わる緊急業務
- ・相手方が積極的な加害意思をもって威嚇等を行う特別な緊張下における業務
- ・動物の殺処分中の制御、血液の飛散等の特別な緊張下における業務

↓

#### ②特殊性を数値化(「基本的判断指標」+「加算的要素」)

↓

#### ③総点数により支給額を設定(1点=日額300円、2点=日額600円、3点以上=日額1,200円)